

和歌山県立医科大学における研究費の使用に関する行動規範

平成27年4月1日 策定

和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、平成18年4月1日の公立大学法人化から今日まで、全学の教職員が一丸となって、教育・研究・臨床それぞれの分野で様々な事業に取り組んでいる。

このことを踏まえ、本学は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する県民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動規範を次のとおり定める。

本学の研究者等^(注1)は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、研究費^(注2)が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、研究費の使用に当たり、関係する法令・通知並びに本学が定める規程、事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、取引業者との関係において県民の疑惑や不審を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、研究費の取り扱いに関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注1) 研究者等とは、本学の教職員、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

(注2) 研究費とは、講座研究費、奨学寄附金、補助金、共同研究費、受託研究費等を財源として本学で扱うすべての研究に関する経費をいう。